

2019年1月23日

東海ソフト株式会社

代表取締役社長 伊藤 秀和

問合せ先： 執行役員 経営企画本部長 兼経営企画室室長 市野 雄志

電話番号 052-563-3572

URL: <http://www.tokai-soft.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念として、「東海ソフトは顧客に信頼される誠実な企業である。」「東海ソフトは技術・商品を常に研く企業である。」「東海ソフトは社員に信頼される誠実な企業である。」を掲げ、企業の社会的責任を十分に認識し、事業活動を通じた社会への貢献ならびに株主、従業員、取引先及び地域社会等のステークホルダーへの適切な利益の還元を行うべく、企業経営における透明性を高め、コンプライアンスの実践を通じて公正な企業活動を進めることを重要課題として、業務執行に対する監視体制の整備を進め、コーポレート・ガバナンスの強化を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-④】

当社株主における機関投資家や海外投資家の構成比率はそれぞれ10%以下で相対的に低い状況であり、業務の効率面から招集通知の英訳や電子投票のインフラ整備を行っておりません。今後は、株主構成の推移を見ながら電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳等について実施すべきかどうか適宜判断してまいります。

【補充原則3-1-②】

当社株主における海外投資家の構成比率は10%以下で相対的に低い状況であり、業務効率面から各種情報開示における資料の英訳等を行っておりません。今後は、海外投資家の株主構成比率の推移を見ながら実施すべきかどうか適宜判断してまいります。

【補充原則4-8-①】

当社の独立社外取締役は2名（監査等委員）ですが、現時点におきましては、独立社外者のみを構成員とする定期的な会合は開催しておりません。しかしながら、独立社外取締役は相互に適宜連絡・意見交換を行っており率直かつ有益な意見の形成・共有がなされ、取締役会における議論に積極的に参加しております。

【補充原則4-8-②】

当社の独立社外取締役は2名（監査等委員）であり、現時点におきましては「筆頭独立社外取締役」を決定するなど特別な体制整備は行っておりませんが、当社取締役（1名の常勤監査等委員）を含む監査等委員会の委員として、毎月定期的開催される取締役会の開催日に意見交換を行うとともに、経営陣との連絡・調整についても適宜行っております。

【補充原則4-10-①】

当社は、独立社外取締役が取締役の過半以下ですが、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会等は設置していません。経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会で審議を行うに先立ち、代表取締役社長は、各取締役の意見を取り入れた原案について、独立社外取締役と十分な意見交換を行い適切な助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】**【原則1-4 いわゆる政策保有株式】**

当社は、株式の政策保有につきまして、中長期的に企業価値を向上させるため投資先との事業上の協力関係や長期的な取引関係の維持・強化を図ることを基本方針としており、個別株式の保有方針や将来見通しにつきましては、事業年度ごとに取締役会へ報告し政策保有について見直しを行っており、現在のところ、政策保有株式については、追加・縮減の予定はありません。なお、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、政策投資保有目的の達成状況ならびに政策保有先の経営状況等を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断いたしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を原則として禁じております。ただし、業務上の必要性においてやむなく関連当事者間の取引を行う場合には、「関連当事者取引管理規程」に基づき、事前に監査等委員会及び取締役会において承認を得ることにより、当該関連当事者間の取引が当社経営の健全性を損なっていないかを合理的に判断し、適切に管理できる体制を整えております。また、当社役員に関しては事業年度ごとに関連当事者間取引に関する調査を実施し、当社との取引の有無について監視を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。また、従業員の資産形成の一助として、確定拠出年金制度も導入しており、当社はアセットオーナーとして企業年金の積立て

等の運用に関与しておりませんが、従業員に対して、資産運用に関する教育研修の実施等を行うことを検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、「顧客に信頼される誠実な企業」、「技術・商品を常に研く企業」、「社員に信頼される誠実な企業」を経営理念に掲げ、時代を先取りする ICT (Information and Communication Technology) 企業として常に高い技術力と誠実に業務を遂行する姿勢をもってより良い社会を実現するために日々事業活動を行っております。

経営ビジョン(基本方針)、事業戦略等につきましても決算説明資料（当社ホームページ）のなかで開示してまいります。

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められたそれぞれの報酬総額の限度内において、自社の業績、個別の貢献度、世間相場等を考慮のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会、監査等委員である取締役は監査等委員会においてそれぞれ決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査等委員候補者の指名方針と手続き

当社の取締役候補者の指名については、適確かつ迅速な意思決定ができる能力と適材適所の観点より総合的な検討を行い、代表取締役または取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議した上で、株主総会議案として提出しております。特に、社外取締役は監査等委員として経営監査という機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを十分に検討しております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・社外取締役の個々の選任にあたっての説明に関しては、当社ホームページの株主総会招集通知に記載してまいります。

【補充原則4-1-①】

当社の取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、決議事項については取締役会規程にて具体的に定められた経営上の重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置付けております。また、当社常勤取締役の一部は業務執行取締役として取締役会の決議もと業務執行を委嘱されており、委嘱の範囲については職務権限規程で明確にしております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の選定にあたり、会社法が定める要件および東京証券取引所の独立性に関する判断基準を遵守し、加えて一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い専門性と豊富な経験に基づき客観的かつ中立な見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせることを重視しております。

【補充原則 4-11-①】

当社取締役会は、社内取締役においては、業務全般の知識・経験・能力のバランス感覚と業務の適正な監督を行うための識見や能力を有することが重要であると考えており、社外取締役においては高度な専門性と高い倫理性を有することを選任の基準としております。また、定款にて取締役の数を 12 名までと定め、現在、取締役常勤監査等委員を除く業務執行取締役 6 名により迅速な意思決定を行うよう努めております。社外取締役につきましては 2 名を監査等委員として選任することで経営監督体制の強化を図っており、6 名の業務執行取締役と 3 名の取締役監査等委員（うち社外取締役 2 名）により、取締役会は、バランスよく運営されているものと考えております。なお、取締役の選任に関する方針・手続については、【原則 3-1 情報開示の充実】(iv)取締役・監査役候補者の指名方針と手続きに記載のとおりであります。

【補充原則 4-11-②】

当社は、取締役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等の開示資料を通じて毎年開示してまいります。現時点におきましては、当社取締役が他の上場会社の役員を兼任する状況にありませんが、他の上場会社の役員を兼任する場合においても、十分な時間と労力をもって当社に対する役割・責務が果たせるよう、兼任は合理的な範囲内にとどめるよう努めてまいります。

【補充原則 4-11-③】

当社取締役会は監査等委員会より取締役会の審議や決定に至るまでの意思決定プロセスの妥当性、適正性について評価を受けるとともに、取締役会の議事運営に関する事務局から取締役会の開催状況（開催回数、各取締役の出席率）および提出議案の「取締役会規程」への適合性等について報告を受け、各取締役からの自己評価を合わせたうえで、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しており、今後、結果の概要について開示を検討してまいります。

【補充原則 4-14-②】

当社の取締役は、その役割を果たすため個々の役割・責任に応じた外部機関のセミナー・交流会等へ積極的に参加し関連知識・スキルの修得に努めております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業価値の持続的な拡大のために幅広いステークホルダーとの信頼関係の構築が重要であると認識しており、常に適切な説明責任を果たすべく株主との積極的な対話の維持に努めてまいります。

株主・投資家への対応を担当する専任部署としては、経営企画室に IR 担当を設け株主・投資家への対応を総括しており、IR 担当である経営企画室員は、社内関連部署と情報共有に努め、当社ホームページにおいて株主・投資家向けの情報の掲載を行うとともに問い合わせ窓口を開設しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東海ソフト社員持株会	434,580	26.07%
水谷 慎介	432,000	25.92%
水谷 多嘉士	197,000	11.82%
伊藤 秀和	163,250	9.79%
大川 稔	72,000	4.32%
長尾 正巳	67,000	4.02%
株式会社りそな銀行	60,000	3.60%
株式会社ネクスティエレクトロニクス	51,750	3.10%
株式会社大垣共立銀行	30,000	1.80%
株式会社 OKB キャピタル	30,000	1.80%
株式会社三菱 UFJ 銀行	30,000	1.80%
三井住友信託銀行株式会社	30,000	1.80%
仲原 龍	24,820	1.49%
水谷 茂斗子	22,500	1.35%
山下 一浩	21,850	1.31%

支配株主名	該当事項はございません。
-------	--------------

親会社名	該当事項はございません。
------	--------------

親会社の上場取引所	該当事項はございません。
-----------	--------------

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	第二部
決算期	5月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社株主に支配株主はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名（監査等委員4名を含める）
定款上の取締役の任期	1年（監査等委員は2年）
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	9名（監査等委員3名を含める）
社外取締役の選任状況	選任している。
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤勝也	他の会社の出身者											
上久保博幸	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤勝也	○	—	当社事業領域である情報技術の分野で開発・企画・営業と多岐にわたる業務知識と経験を有しております。加えて、取締役として会社経営についての経験も豊富であることから、当社社外取締役として十分な資質があると判断し選任しております。
上久保博幸	○	—	当社が事業対象とする製造業において、情報技術を活用する立場で多彩な経験を積んでおり、製造現場における工場長としてラインの管理以外に人事労務管理に関する経験を多数有しております。加えて、取締役として会社経営についての経験も豊富であることから、当社社外取締役として十分な資質があると判断し選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり（経営企画室員1名）
----------------------------	--------------

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、取締役会において「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決議し、監査等委員である社外取締役及びその使用人がその役割を十分に果たせる環境を保証しております。なお、経営企画室員1名が補助者として常勤監査等委員の要請に基づき、資料の準備等、限定的な範囲で監査等委員を補助し、監査活動が円滑に行われる様サポートしておりますが、業務執行役員から経営企画室への関与はなく、監査等委員の活動の独立性は確保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

毎四半期に三様監査を行い、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携を図ると共に、定期的に協議の場を設け計画のすり合わせ、情報交換及び意見交換を行っております。また内部監査報告書は代表取締役の承認を得たのち監査等委員会および取締役会において報告され、会計監査人にも提出され、外部監査人からの助言等も参考に、監査の品質について客観的評価に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称						
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称						
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)

--	--	--	--	--	--	--

補足説明

—

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	該当事項はございません。
-----------------	--------------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在していないため、開示していません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社は、「役員報酬規程」及び「役員退職金規程」において、役員の報酬額の算定方法を定めております。取締役の報酬は、月額報酬、役員賞与、役員退職慰労金で構成し、監査等委員の報酬は、月額報酬、役員退職慰労金で構成しております。月額報酬は、平成30年8月30日開催の定時株主総会においてその総枠を決議されており、取締役会で各役員別の報酬額を協議の上、各取締役の報酬額は取締役</p>
--

会で決定、各監査等委員の報酬額は監査等委員会で決定しております。役員退職慰労金は、月額報酬と勤続年数に対し一定の割合を掛けて算出した額としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会において「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決議し、監査等委員である社外取締役がその役割を十分に果たせる環境整備を保証しております。

社外取締役には、社内の重要会議で審議・報告等のなされた内容を取り纏めた資料が随時経営企画室から配布されるとともに、社外取締役の要請に従い補足の説明及び追加資料の提供がなされます。取締役会の資料は社外取締役を含む全取締役に事前配布され、緊急の開催の場合を除き検討のための十分な時間を確保しております。

また、社内の重要会議に出席する常勤監査等委員が、社外取締役監査等委員に適時情報共有を行い監査等委員間での連携を密にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 経営管理体制の概要

1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は独立役員でありかつ監査等委員である社外取締役2名を含む9名の取締役で構成され、原則毎月1回開催される定期取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた経営に関する重要な事項を決定するとともに、監査等委員が代表取締役ならびに取締役の職務執行に関する監督を行っております。尚、株主が業績結果に基づいた取締役評価をよりタイムリーに行えるように、取締役の任期は1年となっております。(監査等委員である取締役の任期は2年)

2) 監査等委員・監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立役員である社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成される、毎月1回の監査等委員会を開催し、コーポレートガバナンスの状況とその運営について監視し、取締役の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。常勤監査等委員は、株主総会・取締役会・内部監査への出席や各事業所へ往査し、取締役を含む全従業員および会計監査人からの報告收受を行いその結果を監査等委員会において、社外取締役である監査等委員へ報告し評価しております。社外取締役である監査等委員についても、全ての取締役会への出席と取締役会提出資料の精査を行う体制を整え、監査等委員会として実効性のあるモニタリングを図っております。

3) 経営会議

当社は、業務執行の実効性を高めるために、必要に応じて業務執行取締役及び執行役員等が出席する経

営会議を開催し、経営幹部による業務報告と情報交換を通じスピーディーかつ適切な意思決定と業務の監督が行える体制としております。

2. 内部統制体制の概要

1) 内部監査体制

内部監査については、社長直轄の組織である内部監査室を設置し、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人との連携の下、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。なお、内部監査室は2名で組織され、社長直轄の独立組織である経営企画室の2名が監査業務の補助を努めております。

内部監査室は、内部統制の整備と運用の評価及び、業務に係る監査を通じて、業務活動の合理性・効率性・適正性について諸規程に準拠して行った評価を代表取締役と監査等委員会に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することに努めております。

2) 内部通報・相談体制

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、全取締役、従業員が、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、コンプライアンス相談窓口（内部監査室、監査等委員、顧問弁護士）に対し口頭、メールまたは文書等により通報・相談を行う内部通報制度を整備・運用しています。

3) リスク管理体制

当社は、「コンプライアンス管理規程」を定め、事業活動全般にわたり生じ得るさまざまなリスクを洗い出し検討する為、経営企画本部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、業務部門より報告されるさまざまなリスクに対し、全社横断的・網羅的な管理を行っております。同委員会で審議・指摘された業務運営上のリスクについては、必要に応じて取締役会にてそのリスクの分析と対応の検討を行っており、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士等、社外の複数の専門家から、参考とするアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。また、当社は「東海ソフトCSRガイドライン」を定め、日頃から高い社会的倫理観に立ち、社会的規範や、法令、並びに社内規程を遵守する企業活動を徹底しております。

3. 業務を執行した公認会計士の指名および所属する監査法人名等

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、適宜監査が実施されています。なお、監査法人及びその業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員として独立役員である社外取締役2名を招聘し、取締役会に業務執行の権限・責任を集中させる一方で、業務執行者に対する監督機能を強化することを目的に監査等委員会設置会社としております。経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採っています。

2名の社外取締役は、監査等委員として、当社内部監査や内部統制システムの整備・運用状況を監査し、コーポレートガバナンスの維持・向上に尽力いただくと共に、豊富なビジネス経験および経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から同社の経営全般へのさまざまな指摘・意見をいただいています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の発送を可能な限り法定期日より早期に発送するよう努めてまいります。なお、招集通知に記載する情報につきましては、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet 及び自社のウェブサイトにより電子的に開示してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日の集中日の回避を基本として設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	海外を含め、多種多様な株主の増加に合わせ、適宜対応を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	海外を含め、多種多様な株主の増加に合わせ、適宜対応を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外を含め、多種多様な株主の増加に合わせ、適宜対応を検討してまいります。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「適時開示とIRに関する基本方針」を定め、当社Webサイトに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後に実施予定ですが、今後、海外を含め多種多様な株主の増加に応じ、対応時期及び詳細について検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後に実施予定ですが、詳細につきましては今後検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外を含め、多種多様な株主の増加に合わせ、適宜対応を検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社webサイトに掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当いたします。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「ステークホルダー重視の基本宣言」を取締役会において決議し、ステークホルダー尊重の形成姿勢を明確にすると共に、ホームページを通じて社内・外に告知してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、事業活動を通じて以下の活動を実施しております。 1) 省エネルギー等の環境に配慮した事業活動 2) 再生可能エネルギー関連開発への積極的参加 3) 障害者を含む多様な人材の採用活動。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営企画室をIR窓口として、ステークホルダーへの情報提供の迅速性・公平性を図ることを「適時開示規程」及び「適時開示とIRに関する基本方針」により定めております。

その他	
実施していない	

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備にあたり、取締役会において「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を定め、業務の有効性及び適正性を確保する体制の構築を行っております。具体的には、取締役、使用人の職務の執行が法令及び諸規程に適合することを確保するための規程・体制やリスク管理に関する規程・体制の整備を行うと共に、本方針で定めた内容を実現するために整備された諸規程を必要に応じて見直しております。また、内部監査室が所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証し、継続的にその改善及び強化に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応しております。
2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について 当社は、「反社会的勢力排除規程」を定め、以下の対応を行っております。
 - 1) 反社会的勢力に対しては対応部署を総務部とし、かつ全社で対応する。
 - 2) 全取引先等への反社会的勢力チェックを実施する。
 - 3) 契約書等に反社会的勢力排除条項を記載する。
 - 4) 全役職員を対象に継続的な教育・研修を実施する。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

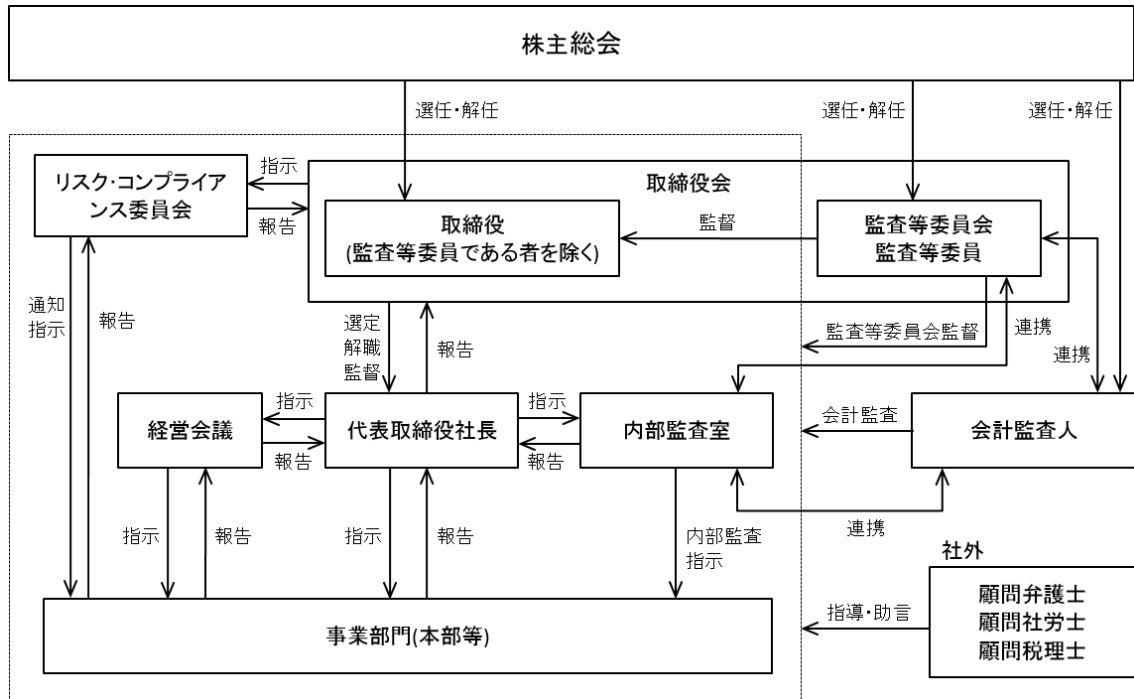
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

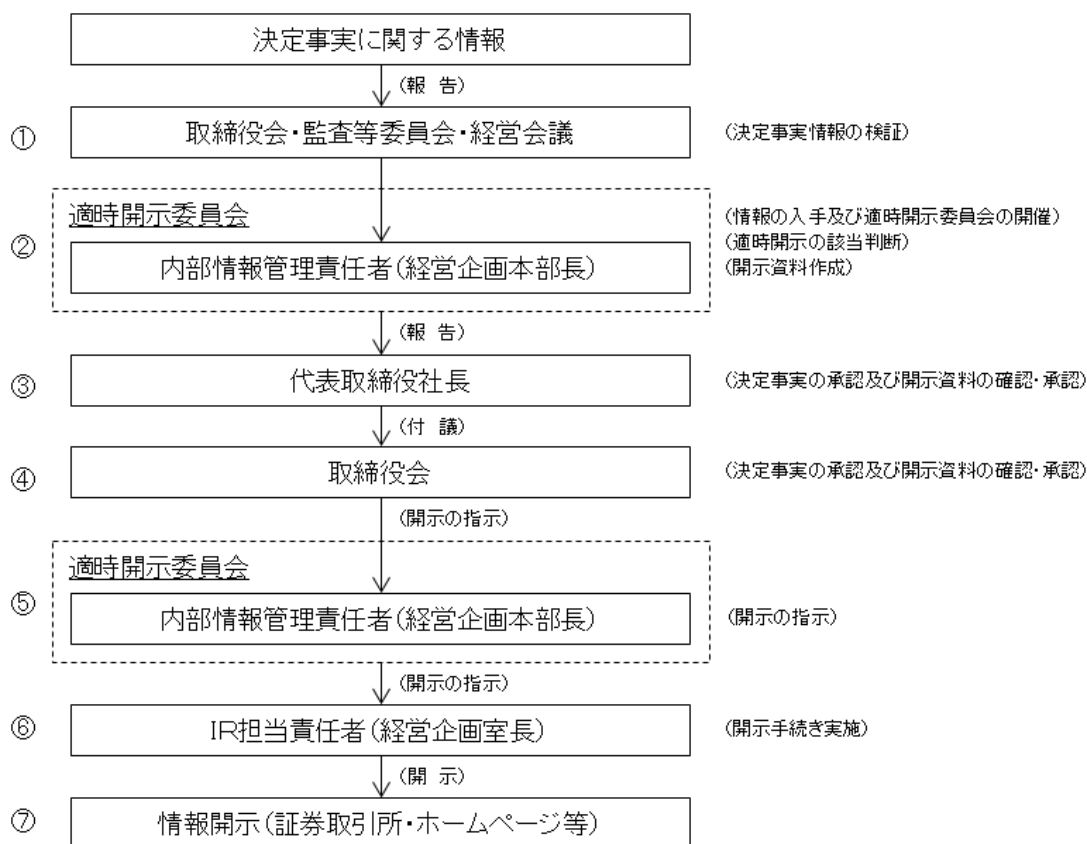
—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

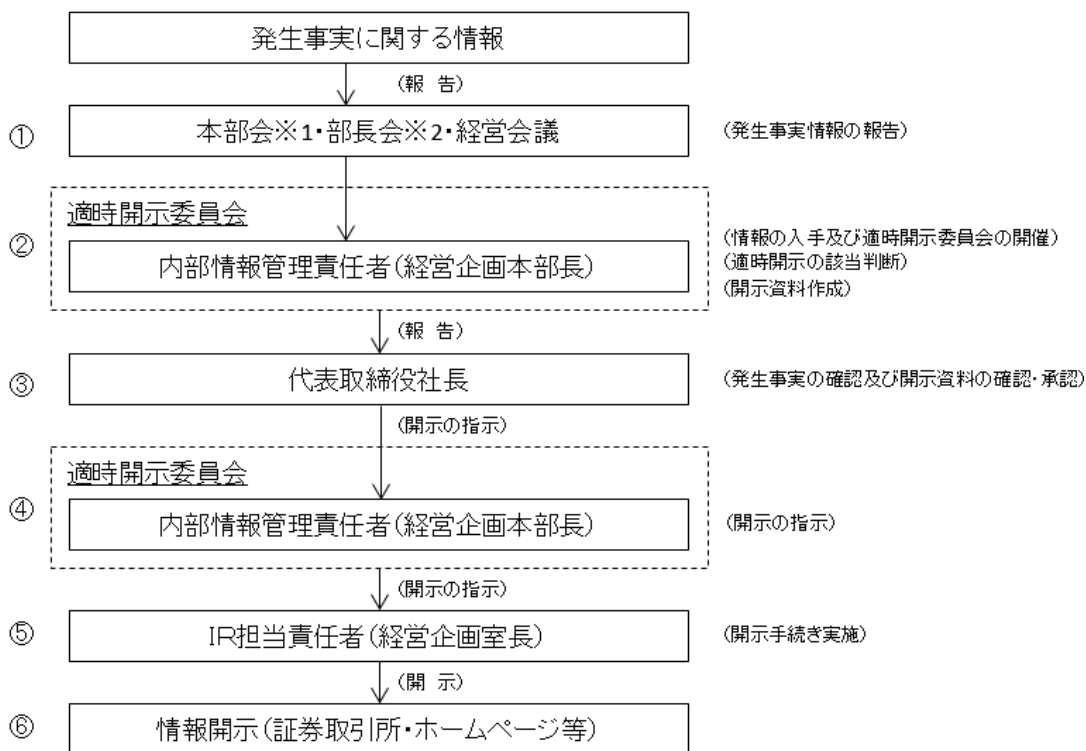
【決定事実】



注1. 決定事実が取締役会に附議しない場合は、当該決定事実を代表取締役社長が承認後、④を実施せずに、⑤以降の手続きを実施する。

注2. 監査等委員会の決定事項については、適時開示委員会が監査等委員会と連絡を取り、③・④に代えて監査等委員会の承認後、⑤以降の手続きを実施する。

【発生事実】

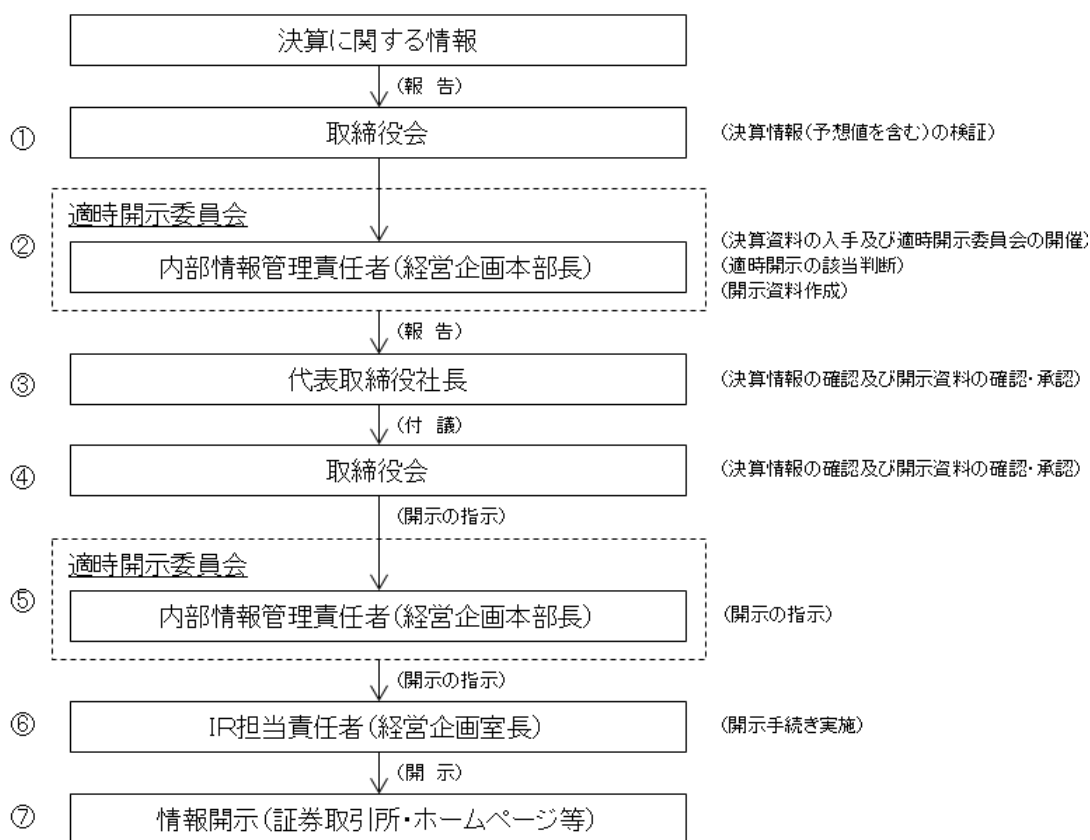


※1 月1回、本部又は部単位で行われる情報交換会

※2 月1回、全部門・本部合同で行われる情報交換会

注1. 緊急な発生事実については、各部門長・本部長が直ちに、内部情報管理責任者へ報告を行い、②以降の手続きを実施する。

【決算に関する情報】



注1. 決算情報の内、1)四半期短信、決算短信については、③・④の手続きを実施し、
2)四半期報告、有価証券報告書については、③・④の手続きを経ずに開示を行い、
開示の内容・結果を取締役会で報告する。

以上